

平成28年9月23日（金）

午後3時

本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
関 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第33号 寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

報告第34号 懲戒処分に関する内申について

議決事項

議案第30号 行政不服審査法第9条第4項の規定の運用について

議案第31号 平成27年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果について

議案第32号 寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の制定について

署名委員

村田委員長

岩根委員

8月・9月教育委員会一般事務報告

(8月27日～9月23日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
8	28	日	大阪府総合体育大会（第2日）	大会	北摂地区
	30	火	寝屋川教育フォーラム2016	講演会等	市民会館
	31	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
9	1	木	寝屋川市文化振興会議委員委嘱状交付式及び平成28年度第2回文化振興会議	委嘱状の交付、会議	本庁2階第1会議室
	2	金	9月市議会定例会（第1日）	付議事件即決、委員会付託、決算審査特別委員会設置・委員の選任	市議会議場
			学童水泳記録会	5、6年児童による水泳記録会	市内各小学校
	4	日	大阪府総合体育大会（第3日）	大会	北摂地区
			市民体育大会バウンドテニスの部	大会	市民体育館
	5	月	文教常任委員会	付託事件審査	議会棟第2委員会室
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	6	火	小学校英語村	英語村事業の実施(石津小学校)	教育研修センター
	7	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	8	木	小学校英語村	英語村事業の実施(木田小学校)	教育研修センター
	11	日	市民体育大会レスリングの部	大会	市民体育館
	12	月	小学校英語村	英語村事業の実施(中央小学校)	教育研修センター
	13	火	9月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
			小学校英語村	英語村事業の実施(木田小学校)	教育研修センター
	14	水	9月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
			中学校英語村	英語村事業の実施	西北コミュニティセンター
	15	木	9月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
			小学校英語村	英語村事業の実施(点野小学校)	教育研修センター
	16	金	教育委員学校訪問		楠根小学校 中木田中学校
			教育委員懇話会		教育長室
			小学校英語村	英語村事業の実施(中央小学校)	教育研修センター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
9	20	火	文教常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟第2委員会室
			小学校英語村	英語村事業の実施(神田小学校)	教育研修センター
	21	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	22	木	市民ウォーキング	ウォーキングイベント	寝屋川市役所～萱島駅
			2016青年祭	ダンスを通じた青年交流事業	市民会館
	23	金	9月市議会定例会(第5日)	委員長報告、追加事件即決、継続審査	市議会議場
			教育委員会9月定例会		本庁2階第1会議室
			小学校英語村	英語村事業の実施(神田小学校)	教育研修センター
			平成28年度第2回社会教育委員会 会議	1. 一般社団法人全国社会教育委員 連合からの依頼について 2. 社会教育委員学習会について 3. その他	議会棟第1委員会室

9月・10月教育委員会行事計画書

(9月24日～10月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
9	24	土	第35回寝屋川市民大学開講式	開講式、講演会	中央公民館 講堂
			市民たそがれコンサート	ジャズコンサート	京阪香里園駅西口広場
	25	日	小学校運動会	運動会	西小学校 南小学校
	26	月	校長役員会	10月校長会の案件について	教育研修センター
	27	火	小学校英語村	英語村事業の実施(第五小学校)	教育研修センター
	28	水	中学校英語村	英語村事業の実施	南コミュニティセンター
	29	木	小学校英語村	英語村事業の実施(第五小学校)	教育研修センター
			第2回寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会	会議	議会棟第1委員会室
	30	金	小学校英語村	英語村事業の実施(第五小学校)	教育研修センター
10	1	土	中学校体育祭(7校)	体育大会	第五、第六、第七、第八、第十、友呂岐、中木田 各中学校
	2	日	小学校運動会(8校)	運動会	成美、池田、啓明、三井、桜、和光、国松緑丘、宇谷 各小学校
	4	火	小学校英語村	英語村事業の実施(第五小学校)	教育研修センター
	5	水	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
			中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	6	木	大阪府都市教育長協議会 10月定例会	定例会	アウィーナ大阪
	7	金	小学校英語村	英語村事業の実施(点野小学校)	教育研修センター
	9	日	幼稚園運動会(5園)	運動会	北、中央、南、神田、啓明 各幼稚園
	11	火	決算審査特別委員会 (～14日)	平成27年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定等	議会棟第1委員会室
			小学校英語村	英語村事業の実施(堀溝小学校)	教育研修センター
	12	水	中学校英語村	英語村事業の実施	西南コミュニティセンター

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
10	14	金	小学校英語村	英語村事業の実施(木屋小学校)	教育研修センター
			大阪府総合体育大会総合閉会式	閉会式典等	アウィーナ大阪
	16	日	2016エンジョイフェスタ in ねやがわ	スポーツイベント	打上川治水緑地
	17	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	18	火	小学校英語村	英語村事業の実施(梅が丘小学校)	教育研修センター
	19	水	中学校英語村	英語村事業の実施	教育研修センター
	20	木	小学校英語村	英語村事業の実施(石津小学校)	教育研修センター
	21	金	教育委員学校訪問		第一中学校 東小学校
			教育委員社会教育施設訪問		ハピネス スマイル
			第11回小中一貫教育全国サミット in武蔵村山(～22日)	研修会等	東京都武蔵村山市
			小学校英語村	英語村事業の実施(楠根小学校)	教育研修センター
	22	土	第4回寝屋川市アルカスピアノ コンクール予選 (～23日、29～30日)	ピアノコンクール	アルカスホール
	24	月	小学校英語村	英語村事業の実施(堀溝小学校)	教育研修センター
	25	火	小学校英語村	英語村事業の実施(明和小学校)	教育研修センター
	26	水	教育委員懇話会		教育長室
			教育委員会10月定例会		本庁2階第1会議室
			中学校英語村	英語村事業の実施	東コミュニティセンター
	27	木	近畿都市教育長協議会研究協議会 (～28日)	研修会	橿原ロイヤルホテル
			小学校英語村	英語村事業の実施(三井小学校)	教育研修センター
	28	金	小学校英語村	英語村事業の実施(啓明小学校)	教育研修センター

報告第33号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年9月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

寝屋川市教育委員会規則第 8 号

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和 41 年寝屋川市教育委員会規則第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「休憩時間は」の次に「、公務の運営に支障がない場合に限り」を加え、同条第 1 号中「保育所等への送迎」を「養育」に改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

改 正 案	現 行
(育児又は介護を行う職員についての特例) 第4条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、<u>公務の運営に支障がない場合</u>に限り、別に定める。 (1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の養育 (2) (略) (3) (略)	(育児又は介護を行う職員についての特例) 第4条の2 第2条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める事由によりその変更の必要があると認められる当該職員の勤務時間の割振り及び休憩時間は、<u>別に定める</u>。 (1) 小学校就学の始期に達しない子のある職員 当該子の<u>養育</u>等への送迎 (2) (略) (3) (略)
附 則 この規則は、平成28年9月1日から施行する。	

報告第34号

懲戒処分に関する内申について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成28年9月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

議案第30号

行政不服審査法第9条第4項の規定の運用について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第4項において、教育委員会が審査庁となる場合、審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聴かせ、参考人の陳述を聴かせ、検証をさせ、質問をさせ、意見の聴取の手続を行わせる際、必要があると認める場合を除くほか、教育委員会事務局職員に当該手続を行わせるため、教育委員会の議決を求める。

平成28年9月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

法が平成28年4月1日に施行され、新たに審理員の規定となる法第9条の規定等が新設された。

審理員の指名を要しない場合（法第9条第1項ただし書）、審査庁が審理手続を実施することになり、当該審査庁の職員（合議制機関の構成員を含む。）に口頭意見陳述、参考人陳述、検証、質問、審理手続の申立てに関する意見の聴取の手続を行わせることも可能である（法第9条第4項）と規定されていることから、教育委員会が審査庁となる場合、必要があると認める場合を除くほか、教育委員会事務局職員に当該手続を行わせることにより、手続の迅速化を図るため。

議案第31号

平成27年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価
の結果について

平成27年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の結果に
関する報告書の作成について、教育委員会の議決を求める。

平成28年 9 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、市議会に
報告書を提出するとともに、市民に公表するため。

議案第32号

寝屋川市いじめ問題対策委員会規則の制定について

寝屋川市いじめ問題対策委員会規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

平成28年 9 月23日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

教育委員会の附属機関として寝屋川市いじめ問題対策委員会を設置することに伴い、規則の制定が必要となったため。

寝屋川市いじめ問題対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川条例第27号）第3条の規定に基づき、寝屋川市いじめ問題対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 精神科医
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 心理又は福祉の専門家
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事情があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(委員の秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職

務を代行する。

(臨時委員)

第6条 委員会において、特別の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第4条の規定は、臨時委員について準用する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(資料の提出等の要求等)

第8条 委員会は、その担当事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係職員に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その担当事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。